

# ニワトリやヤギ等を飼っている方は定期報告を

家畜伝染病予防法において、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病への防疫対応を迅速に実施し、新たな発生とまん延を防ぐため、家畜の所有者は飼養規模に関わらず、毎年2月1日現在の家畜飼養状況等を報告することが義務付けられています。

これにより、報告対象家畜(別表)を、ペットも含め1頭(羽)以上飼育されている方は、毎年飼育している家畜の種類および頭羽数等について県知事へ報告しなければなりません。

平成26年2月1日現在で、別表の家畜を飼育されている方は報告の義務がありますので、報

**別表**  
報告対象となる家畜(小規模)やペットは、

- 牛・水牛・馬
- 鹿・羊・ヤギ・豚・いのしし
- 鶏・あひる・うずら・けいこ・ほろほろ鳥・七面鳥・あいがも
- だちまよう

農業振興課 農産係  
☎65-0712  
☎63-4509

# 『岩室浄水場』が完成

甲賀町岩室に新しく浄水場が完成しました。当施設は、塩素消毒処理の他、紫外線処理を導入した、新たな浄水処理機能を備えた施設です。

また、災害に備えた広域的な水道網をめざし、平成24年度から取り組んでいる「隠岐・寺庄配水系統整備事業」の浄水施設として、従来の給水区域



である甲賀町中西部地域をはじめ、甲南町寺庄・池田方面への供給も計画しています。

今後は、既存の取水井戸の他、滋賀県企業庁からの水道水供給を受けることで必要給水量を確保し、計画給水人口12,200人、計画給水量7,000トンの処理能力を有する施設として稼働する予定です。

上水道課 工務係  
☎65-8015  
☎63-8360



# 申告書等の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税申告書などが作成できます。

当コーナーを利用した申告書の作成方法は2通りあります  
(住民基本台帳カードがなくてもご利用いただけます)

**住民基本台帳カードをお持ちでない方**  
(電子証明書付き)  
住民基本台帳カードは、お住まいの市区町村窓口で取得できます。

**住民基本台帳カードをお持ちの方**  
(電子証明書付き)  
別途ICカードリーダーが必要ですが、(家電量販店などで購入できます。)

**プリンタで印刷して郵送等で提出**  
(添付書類も同封してください。)

**インターネットで送信**  
e-Tax  
e-Taxを利用して、所得税及び復興特別所得税の申告をすると...  
①還付金がスピーディー  
②添付書類の提出省略  
(注)一定の要件があります。  
詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

※甲賀市の申告相談日程は、一部変更となっています。  
水口税務署の確定申告会場は「水口社会福祉センター福祉ホール」です。  
詳しくは、広報「あいこうか」1月15日号をご覧ください。

問い合わせ  
水口税務署 個人課税部門  
☎62-0314

# セーフコミュニティこうか Vol.13

みんなでつくる安心・安全なまち

## 第2回外傷サーベイランス委員会開催

平成25年12月19日(木)、市役所水口庁舎において第2回セーフコミュニティ外傷サーベイランス委員会が開催されました。外傷サーベイランス委員会は、市内での事故やけがの発生状況を把握・分析する役割と、セーフコミュニティ活動を評価・検証する役割を担っていただいています。委員には、消防署、警察署、保健所、医療機関等、安全や健康の分野に携わる専門の方々にご参画いただいています。

今回の会議では、平成25年10月に発足したテーマ別対策委員会の取り組み状況や課題について検討していただきました。各対策委員会の取り組みは12月現在、それぞれ5回の会議を経て、「対策委員会として取り組むべき重点課題」を絞り込む段階まで進んでいます。重点課題とは、ポイントを押さえて効果的に活動を展開していくための基本となるもので、例えば自殺対策委員会においては「自殺の死亡者は50歳から60歳までの男性に多い」「悩みが

あっても具体的な相談場所がわからない」等です。その他、対策委員会における運営上の問題点も併せて検討していただき、「甲賀市にふさわしい取り組みをしていくために、まずデータから状況や原因を詳細に把握すること」「データが無いものについては収集方法を工夫すること」「新しい取り組みを考える前に、まずは既存の取り組みを活用し、これを充実させていけばよいのではないか」等、さまざまな意見や提案をいただきました。



▲様々な立場から課題の分析・検討を

問い合わせ  
危機管理課 安心安全係 ☎65-0665 / ☎63-4619



万一の交通事故に備えてご加入を

# 交通災害共済



交通災害共済は、一人ひとりが少しずつ掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方に見舞金を送って支え合う、県下全市町で行っている共済制度です。

**加入いただける方** 市内に住民登録をされている方・市内の事業所・学校などに勤務または在学されている方

・金融機関(甲賀市内の本・支店)  
滋賀銀行、関西アーバン銀行、滋賀県信用組合、甲賀農業協同組合、湖東信用金庫、滋賀県民信用組合、近畿労働金庫

**年間掛金** 1人につき500円

**申込期間** 2月1日～

**共済期間** 4月1日～平成27年3月31日  
※途中加入も可能です。

**見舞金のお支払い** 共済期間内に道路で起きた車両等による事故で怪我をされた場合、通院1日目から見舞金が支給されます。(対象とならない場合があります。)

**加入方法** 区または自治会を通じて、各世帯に加入申込書を配布します。また、市役所窓口や申込先金融機関窓口にも加入申込書を備え付けています。(振込でなく直接窓口でお申し込みください)

**見舞金額** 二万円から百万円(死亡時)  
※詳しくはお問い合わせください。

**申込窓口**  
・市役所  
水口庁舎内市民窓口センター、各地域市民センター

問い合わせ  
生活環境課 生活交通係  
☎65-0686 / ☎63-4582